

宇都宮市エコスラグ有効利用指針

1 目的

この指針は、一般廃棄物及び下水汚泥から製造する溶融スラグ（以下「エコスラグ」という。）について、国の通知（環境省通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」）及び県の指針（栃木県エコスラグ有効利用促進指針）に基づき、品質基準、品質管理基準及び利用基準を定め、安全性を確立するとともに資源として適正な有効利用の促進を目的とする。

2 基本方針

- (1) エコスラグを積極的に利用し資源の循環利用や最終処分量の削減を図る。
- (2) エコスラグの利用にあたっては、環境に負荷を与えることのないよう、安全な性状を有することを十分に確認する。
- (3) 本市が発注する公共工事に積極的に利用するなど、利用の拡大を図る。

3 品質基準

本市が製造する安全な性状を有するエコスラグの品質基準を次のとおり定める。

(1) 溶出試験

ア 溶出基準値

対象物質	溶出基準値
カドミウム	0.01 mg / リットル 以下
鉛	0.01 mg / リットル 以下
六価クロム	0.05 mg / リットル 以下
砒素	0.01 mg / リットル 以下
総水銀	0.0005 mg / リットル 以下
セレン	0.01 mg / リットル 以下
ふっ素	0.8 mg / リットル 以下
ほう素	1 mg / リットル 以下

イ 溶出試験方法

溶出試験の方法は、J I S K 0 0 5 8 - 1（スラグ類の化学物質試験方法－第1部：溶出量試験方法）の5（利用有姿による試験）とする。

(2) 含有試験

ア 含有基準値

対象物質	含有基準値
カドミウム	150 mg / kg 以下
鉛	150 mg / kg 以下
六価クロム	250 mg / kg 以下
砒素	150 mg / kg 以下
総水銀	15 mg / kg 以下
セレン	150 mg / kg 以下
ふっ素	4,000 mg / kg 以下
ほう素	4,000 mg / kg 以下

イ 含有試験方法

含有試験の方法は、J I S K 0 0 5 8 - 2（スラグ類の化学物質試験方法―第2部：含有量試験方法）とする。

(3) 試料の採取方法

試験に供する試料は、利用用途に関わらずエコスラグ単体とする。また、試料は、全体を代表するように採取するとともに、合理的な方法によって縮分するものとする。

4 品質管理基準

本市が製造するエコスラグについて、安全な性状を確保するための品質管理基準を次のとおり定める。

(1) 品質検査の頻度

ロット管理として、溶出試験及び含有試験は1か月に1回以上実施する。なお、ロットは、熔融対象物の性状変更または運転条件の変更（熔融炉の停止を含む）により品質管理上無視できない品質の変化が生じた時点で別ロットとする。

(2) 保管方法

品質検査を行う期間毎に区分して保管する。

(3) 窯業製品の溶出試験

エコスラグを窯業製品の原材料として利用する者は、窯業製品の状態で溶出試験を行い、基準に適合していることを確認する。

なお、当該検査は、原則として発注単位（契約単位）毎に1回以上行う。

(4) 検査記録等の取扱

品質検査記録は製造記録と併せて、原則として10年間保存し、必要に応じて情報を開示する。

5 利用基準

エコスラグの利用基準を次のとおり定める。

(1) 利用用途

ア 路盤材（上層路盤・下層路盤）

イ 盛土材，埋め戻し材（下水道管渠防護材），飛散防止材（最終処分場の即日覆土用）など

ウ アスファルト用骨材

エ コンクリート用骨材

オ コンクリート工場製品（建築用コンクリートブロック，インターロッキングブロックなど）

カ 窯業原料（陶磁器質タイル，普通レンガなど）

(2) 主要関連規格

利用に際しては、用途毎に係る関連規格を準拠する。

利 用 用 途	関 連 規 格 等
路盤材（上層路盤・下層路盤）	JIS A 5001（道路用砕石） JIS A 5032（道路用熔融スラグ） 舗装施工便覧
アスファルト用骨材	JIS A 5001（道路用砕石） JIS A 5032（道路用熔融スラグ） 舗装施工便覧
盛土材，埋め戻し材（下水道管渠防護材），飛散防止材（最終処分場の即日覆土用）	クラッシャーラン，山砂相当
コンクリート用骨材	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5031（熔融スラグ骨材） JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）
コンクリート工場製品	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5031（熔融スラグ骨材） JIS A 5371（URC製品） JIS A 5372（RC製品） JIS A 5406（建築用コンクリートブロック） インターロッキングブロック協会規格 日本建築学会規格 JASS7 M-101
窯業原料	JIS A 5031（熔融スラグ骨材） JIS A 5209（陶磁器質タイル） JIS R 1250（普通レンガ）

6 利用計画の策定

エコスラグの有効利用を円滑に進めるため、製造量・保管量・利用量等について、年度毎に利用計画を定める。

7 指針の見直し

本指針は、国等において新たな基準が策定された場合、また、新たな知見が得られた場合など必要に応じ適宜見直しを行う。

8 指針の適用

- (1) 本指針は、平成16年9月15日から適用する。（平成16年9月15日制定）
- (2) 本指針は、平成21年2月18日から適用する。（平成21年2月18日改定）